

20. 特定農業団体とは



「特定農業団体」とは何ですか？



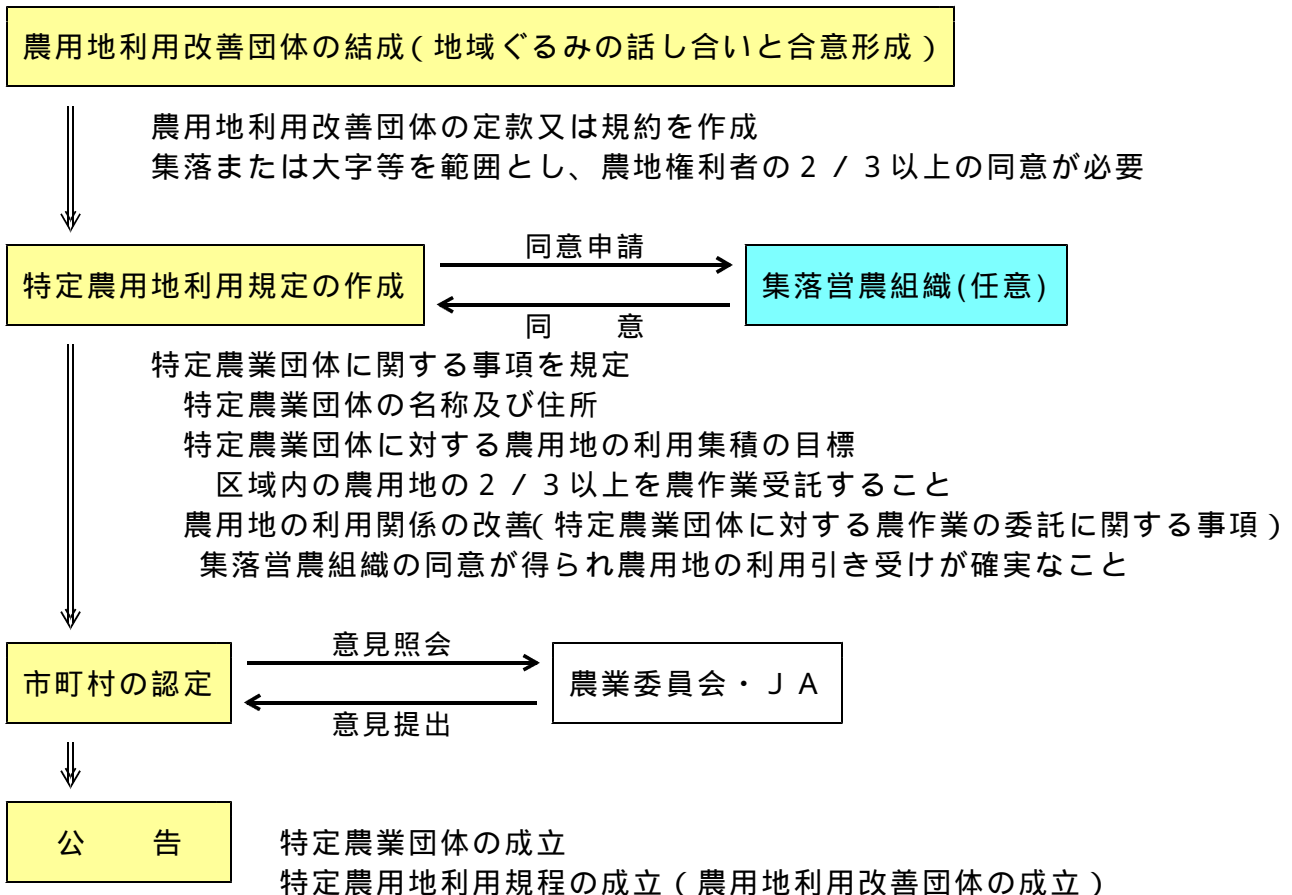
「特定農業団体」とは、農業経営基盤強化促進法により平成15年に創設された制度で、担い手不足が見込まれる地域において農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として位置付けられた任意組織です。(基盤強化法第23条第4項)。具体的な内容は次のとおりです。

- ア その地域の農用地面積の3分の2以上を農作業を受託する相手方として
- イ 農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織であって、農業生産法人になることが確実と見込まれ
- ウ 農用地利用改善団体の構成員から依頼があったときはこれに応じる義務を負う。

【特定農業団体の要件】

- 法人化計画を作成すること
- 定款又は規約があること
- 目標農業所得を定めた主たる従事者がいること
- 組織として一元経理を行っていること等

【特定農業団体設立の手順】



【特定農業団体のメリット】

特定農業団体を集落内に設立することで、計画的な担い手の確保が図られるとともに、農用地の計画的な利用、遊休化防止、さらに地域農業の活性化などに役立つ。法人化した場合、簡素な手続き(届出)で特定農業法人になれる。
「特定農業団体に準ずる組織」とは、農用地利用改善団体が無い組織で国が認めるもの

21. 特定農業団体の具体的な要件



「特定農業団体」の具体的な要件は何がありますか？



特定農用地利用規程の認定申請時に次の5つの要件を満たしている必要があります。

ただし、2. 規約の作成、及び3. 一元経理以外の要件については、将来の目標や計画であればよいことになっています。

1. 農用地利用集積目標の設定

地域の農用地の3分の2以上を集積（農作業受託）する目標（5年後）を定めます。

地域の範囲は原則、集落の範囲ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り集落の一部を除外することが可能です。

2. 規約の作成

下記のような事項等を定めた組織の規約を作成します。

代表者

構成員の加入及び脱退

総会の議決事項・方法

農用地や農業用機械等の利用及び管理等に関する事項等

3. 経理の一元化

組織で一元的な経理を行っていることが必要です。具体的な方法としては集落営農組織の口座を設けて、農産物の販売名義を集落営農組織とし、販売収入をその口座に入金します。

4. 主たる従事者の所得目標の設定

組織の運営の中心となる者（主たる従事者）が目標とする農業所得額が定められており、かつ、その額が、市町村の基本構想において定められた目標農業所得額と同等以上の水準であることが必要です。これについては、

主たる従事者は、候補者（名前が特定できなければ人数）で足りません。

農業所得の水準については、組織が将来的に目指す経営規模等で総合的に判断することが可能です。

5. 農業生産法人化計画の作成

特定農用地利用規程の認定申請日から起算して5年以内に農業生産法人となる予定日が定められ、農業生産法人となるために実施する事項（ ）及びその実施時期が定められている必要があります。

例えば「先進事例の調査」「法人化研修会の開催」「設立準備会の開催」「発起人会の設立」「定款の作成」「創立総会の開催」等

22. 特定農業団体化・法人化の手順



集落営農組織を特定農業団体化し、そして法人化する場合はどのような手順になりますか？



集落営農に取り組む組織である特定農業団体の設立のための手順、そして法人化に向けたおおまかな手順は次のようになります。

なお、特定農業団体は不可欠なステップではありません。集落営農の組織化と法人化を同時に進めることができれば、特定農業団体を設立後に改めて法人化の合意形成をするより合理的です。

組織化の合意形成段階

1 集落リーダー等の意識統一と方針策定

話し合いの体制づくり
リーダーの選定
リーダーのサポート体制
支援機関との体制づくり
組織化・法人化の方針検討・とりまとめ

2 集落ぐるみの話し合いと合意形成

現状認識と問題意識の共有
組織化・法人化の意義の理解促進
組織化・法人化の合意形成
具体的な経営方針の策定

3 集落営農の組織化〔特定農業団体の設立〕

農用地利用改善団体の結成
法人化計画等の検討・作成
特定農用地利用規程の作成と申請
市町村による特定農用地利用規程の認定
特定農業団体の成立
特定農用地利用規程の成立（農用地利用改善団体の成立）

法人設立段階

4 法人の設立

法人化の事前協議と合意形成、発起人の選出
発起人による設立事務
業計画、定款の作成、参加者の募集（設立同意）、役員を選出
役員による設立事務
設立総会、出資引受、申請書類作成、登記申請
法人設立、設立後の諸官庁への届け出

5 特定農業法人の設立

農用地利用改善団体による申請と市町村の認定
特定農業団体が法人化した場合は簡素な手続き（届出）でよい

23. 特定農業団体に対する課税の取扱い



特定農業団体に対する課税の取扱いはどうなるのですか？



特定農業団体に対する課税の取扱いについては、次のようになります。

1. 特定農業団体に対する課税の取扱

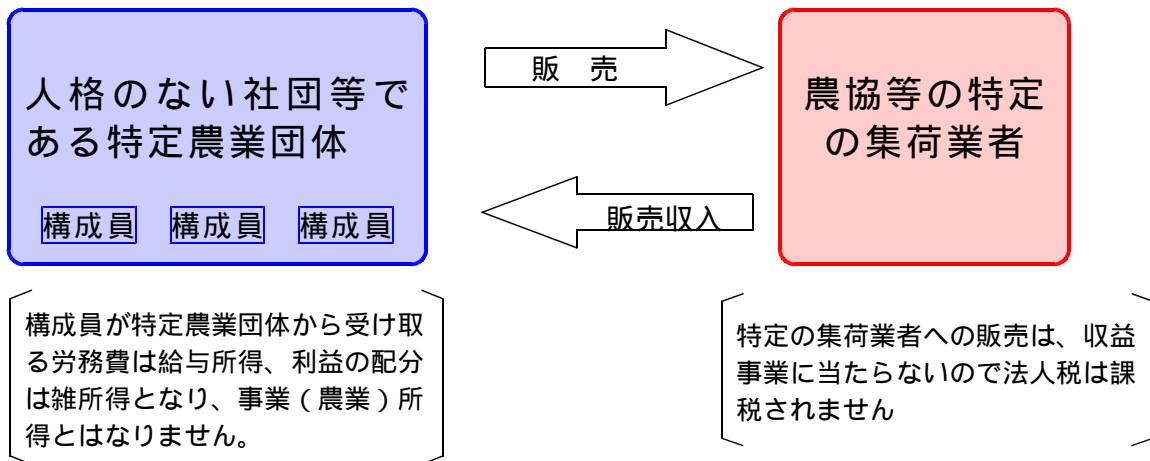
任意組合の場合は、利益を構成員に分配するので構成員に課税されます
人格のない社団等としてみなされる場合は、特定農業団体に課税されます
税務上人格のない社団等に該当するかどうかは、各特定農業団体の運営
実態等に基づき個々に判断されます。

2. 人格のない社団等に該当した場合の課税等

法人税は、収益事業へ課税されます。農協などの特定の集荷業者に農産物の
売渡しだけを行う場合には収益事業に当たらないので課税されません。
消費税は、原則として設立2期目までの納税義務が免除されるので、3年目
に法人化した場合に連続4事業年度の間免税事業者となることもできます。
農業経営基盤強化準備金制度は、H22年度から対象外となります。

1) 法人税

収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務があります。

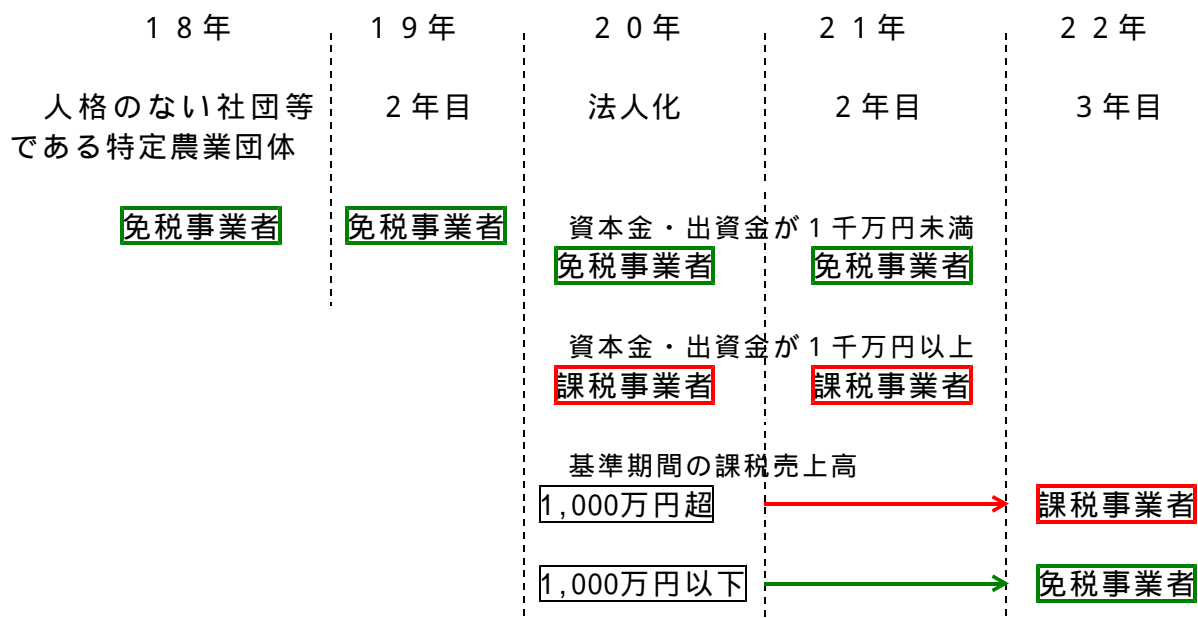


- ア 法人税法上の「収益事業」は、「販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう」（2条13号）と定義されており農業は含まれていません。
- イ 特定農業団体が、農産物をそのまま又は加工を加えた上で直接不特定又は多数に販売したり、構成員から農作業の委託を受けたりする行為は収益事業に当たり、法人税が課税される場合があります。
- ウ これまで個人で営まれていた方で、事業〔農業〕所得の金額の計算上赤字が生じた場合には他の所得の黒字と損益通算できましたが、特定農業団体で赤字が生じたときは、その構成員である個人は他の所得の黒字と損益通算できません。

2) 消費税

消費税は、所得税や法人税のように所得に対して課税されるのではなく、事業者が販売する商品やサービスの提供が課税の対象となります。

したがって、所得税や法人税の計算において所得がなく、納税義務が生じない場合であっても、課税事業者であれば、消費税の納税義務があります。



(注意事項)

ア 人格のない社団である特定農業団体が結成されてから1年目と2年目は、その課税期間に対する基準期間が存在しないことから、免税事業者となります。

イ 法人設立1年目と2年目については、その課税期間に対する基準期間が存在しないので免税業者となりますが、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、その課税期間の納税義務は免除されません。

ウ 人格のない社団である特定農業団体が、例えば、平成20年の事業年度(3年目)の途中で法人化した場合、平成18年の事業年度の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成20年の事業年度開始の日から法人化される日までの課税期間について納税義務があります。

エ 免税事業者は確定申告書を提出することができないため、設備投資が多額にあった場合などで、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額が多い場合に還付を受けることはできません。このような場合に、消費税の還付を受けるためには、事前に「消費税課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出し課税事業者となる必要があります。